

【新型コロナウイルス】カンタス及びヴァージンオーストラリア（VA）航空による
ロンドン、ロサンゼルス、オークランド及び香港への運航について

2020年4月8日
在ブリスベン総領事館

4月7日、豪州外務貿易省から、現在国際線の運行を休止しているカンタス及びVA両航空会社が、今後4週間にわたり、ロンドン、ロサンゼルス、オークランド及び香港の4都市への運航（いずれも週1乃至2便）を行うことになったとして、以下のとおり情報提供がありましたので、ご案内します。

既にご案内のとおり、4月8日現在、日豪間の直行便は、全日空のシドニー・羽田線のみが運航（現在週7便、4月14～25日までは週3便）しています。また、各国が講じる入出国・トランジット規制により、現在、世界的に航空便の大幅な減便・運休が相次いでおり、更に、上記各国4都市からの日本への帰国便（直行便が運航停止中の都市もあり）の有無や予約状況も日々変わっていますので、詳細については航空会社又は旅行代理店に直接問い合わせると共に、各国の入出国・トランジット規制も十分に確認の上、ご判断ください。

ロンドン（メルボルン発着パース経由）、ロサンゼルス（ブリスベン発着）、オークランド及び香港（いずれもブリスベン及びメルボルン発着）を結ぶ国際線については、カンタス及びVA各社のウェブサイトでも直接航空券の購入が可能です。

カンタス関連サイト（日本語）：<https://www.qantas.com/jp/ja.html>

（英語）：<https://www.qantas.com/au/en.html>

VA関連サイト（英語）：<https://www.virginaustralia.com/au/en/>

4月7日、豪州外務貿易省から、現在国際線の運行を休止しているカンタス及びVA両航空会社が、今後4週間にわたり、ロンドン（メルボルン発着パース経由）、ロサンゼルス（ブリスベン発着）、オークランド及び香港（いずれもブリスベン及びメルボルン発着）の4都市（いずれも週1乃至2便）への運航を行うことになり、両航空会社ウェブサイトでの航空券の購入が可能になった旨の連絡がありました。現在、これら4都市における状況は以下のとおりです。

・ロンドンにおいては、ホテル等宿泊施設の大多数が閉鎖されており、一部営業しているホテルもその多くは医療従事者等英国政府が必要不可欠と認める者しか宿泊させていない模様です。したがって、ロンドンを経由地とされる場合、ロンドンで1泊せざるを得ない場合、事前にホテルの予約を確保されることをお勧めします。

・ロサンゼルスにおいては、現在のところ空港での乗り継ぎ及び現地での宿泊は可能ですので、ESTA（電子渡航認証）を事前取得（乗り継ぎのみの場合も必要）の上、ご対応ください。

・オークランドにおいては、3月26日から一般外国人のニュージーランドでの国際線トランジットを禁止しています。

・香港においては、3月25日から14日間を暫定期間として、全てのトランジットサービスを停止しています。

（英国関連）：<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0044>

（米国関連）：<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=1000>

（ニュージーランド関連）：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0064>

（香港関連）：<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0852>

※これまでもお知らせしているとおり、4月7日現在、日豪間の直行便は、全日空のシドニー・羽田線のみが運航（現在週7便、4月14～25日までは週3便）しています。

※各国が講じる入出国・トランジット規制により、現在、世界的に航空便の大幅な減便・運休が相次いでおり、更に、上記各国4都市からの日本への帰国便（直行便が運航停止中の都市もあり）の有無や予約状況も日々変わっていますので、詳細については航空会社又は旅行代理店に直接お問い合わせすると共に、各国の入出国・トランジット規制も十分に確認の上、ご判断ください。

※日本へ帰国される方は、PCR検査の実施の対象となり、結果判明までの間、検疫所長の指定する場所で待機することになります。ご自宅等で検査結果を待つ場合、公共交通機関を使用せずに移動できることが条件となりますので、ご注意ください。なお、帰国後のとるべき対応については、以下のサイトをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618977.pdf>

※上記の経由便で帰国を検討される方につきましては、お手数ですが当館へご一報いただきますようお願い致します。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>